

〒491-8501
愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市役所
財務部市民税課
特別徴収担当 行

〒491-8501
愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市役所
財務部市民税課
特別徴収担当 行

令和6年度

[返信用 あて名] ※異動届出書の送付等にご利用ください。

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

○目次

1. 特別徴収とは	1 ページ
2. 納税義務者への通知	1 ページ
3. 徴収と納付	1 ページ
4. 納期の特例	2 ページ
5. 退職、休職、転勤等の異動があった場合	2 ページ
6. 一括徴収	2 ページ
7. 事業所の名称や所在地に変更があった場合	2 ページ
8. 納期限までに納入されない場合	2 ページ
9. 特別徴収税額に変更があった場合	2 ページ
10. 特別徴収を開始する場合	2 ページ
11. 退職手当等を支払う場合	3 ページ
12. 特別徴収事務における手続等の電子化について	3 ページ
納入書の取り扱いについて	4～5 ページ
異動届出書の書き方（記入例①～④）	6～7 ページ
給与所得者異動届出書	8 ページ
納期の特例についての承認申請書の記入のしかた	9 ページ
納期の特例についての承認申請書	10 ページ
特別徴収切替依頼書の記入のしかた	11 ページ
特別徴収切替依頼書	12 ページ
所在地・名称等変更届出書	13 ページ

🔍 ページID検索

このしおりに記載のID番号を、市ウェブサイトの「ページID検索」に入力すると、詳細についてや申請書をダウンロードできるページを簡単に検索できます。（市ウェブサイト <https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>）

一宮市財務部市民税課

個人市民税グループ（特別徴収担当）

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
TEL (0586) 28-8964（直通）


市町村コード232033

1. 特別徴収とは 1000917

地方税法の規定により、給与支払者が「特別徴収義務者」として市町村から指定を受け、従業員等の市県民税を毎月の給与から差し引きし、代わって納める制度です。所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は従業員等の市県民税についても給与から差し引きして納めることが義務付けられています。

2. 納税義務者への通知

「市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」をミシン目で切り取り **圧着部分をはがさず** 従業員等にお渡してください。

退職等の理由によりお渡しできない場合は給与所得者異動届出書（以下「異動届出書」）（8ページをコピー又は  1009932）に必要事項を記入し、一緒に返送してください。

3. 徴収と納付

「市民税・県民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に記載の納付額を6月から翌年5月にかけて支払われる給与から差し引きし、翌月の10日（10日が、土・日曜、祝日の場合は金融機関等の翌営業日）までに右記の【納入場所】へ納入してください。

なお、愛知、岐阜、三重、静岡県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、第1回目の納入時に「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

【納入場所】

金融機関等の各窓口（令和6年4月1日現在）	
愛知銀行	中京銀行
信用組合愛知商銀	東海労働金庫
愛知西農業協同組合	名古屋銀行
イオ信用組合	尾西信用金庫
いちい信用金庫	百五銀行
大垣共立銀行	みずほ銀行
大垣西濃信用金庫	三菱UFJ銀行
岐阜信用金庫	ゆうちょ銀行・郵便局
十六銀行	一宮市役所本庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎

【納期限】

令和6年度分の納期限	
令和6年 6月分	令和6年 7月10日（水）
7月分	8月13日（火）
8月分	9月10日（火）
9月分	10月10日（木）
10月分	11月11日（月）
11月分	12月10日（火）
12月分	令和7年 1月10日（金）
令和7年 1月分	2月10日（月）
2月分	3月10日（月）
3月分	4月10日（木）
4月分	5月12日（月）
5月分	6月10日（火）

4. 納期の特例 **ID** 1009934

給与の支払いを受ける人が常時 10 人未満である事業所は「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書」（10 ページをコピー又は **ID** 1009934）を提出し承認を受けることで、年 12 回の納期を年 2 回（※）とすることができます。

※ 1 回目は、6 月分から 11 月分の合計額を 11 月分の納入書で、2 回目は、12 月分から翌年 5 月分の合計額を翌年 5 月分の納入書で納入してください。

5. 退職、休職、転勤等の異動があった場合 **ID** 1009932

異動により給与の支払いを行わなくなった場合は、その日が属する月の翌月 10 日までに、異動届出書（8 ページをコピー又は **ID** 1009932）に必要事項を記入し、提出してください。

なお、転勤等する方が新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合は、月割額と開始月を新しい勤務先に連絡のうえ、異動届出書に必要事項を記入し、提出してください。

6. 一括徴収

次の場合は給与又は退職手当等から残りの税額を一括徴収し納入してください。なお、従業員等が亡くなられた場合、一括徴収しないでください。

・令和 6 年 6 月 1 日から 12 月 31 日までに退職又は出国※1し、当該従業員等から一括徴収の申出がある場合。

・令和 7 年 1 月 1 日以降に退職又は出国※2する場合。

※ 1 出国する場合は、一括徴収していただくようご協力をお願いします。

一括徴収できない場合は納税管理人の手続き（**ID** 1028779）が必要です。

※ 2 令和 7 年 1 月 2 日以降に出国する場合は、来年度の住民税のため納税管理人の手続きが必要です。

7. 事業所の名称や所在地に変更があった場合 **ID** 1009933

「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」（13 ページをコピー又は **ID** 1009933）に必要事項を記入し、提出してください。

なお、法人番号及び個人事業主の代表者に変更がある場合は、別の特別徴収義務者として登録するため、従業員全員分の「異動届出書」（8 ページをコピー又は **ID** 1009932）を提出してください。

8. 納期限までに納入されない場合 **ID** 1000874

各月の特別徴収税額を各納期限までに完納されない場合は、各納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、法律の定める割合で算出した額を延滞金として納めなければなりません。

また、督促状を発付した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

9. 特別徴収税額に変更があった場合 **ID** 1009935

「市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、特別徴収義務者用に記載の納付額を徴収し、納入してください。納税義務者用については、圧着部分をはがさず従業員等にお渡しください。

なお、納入書は再送しませんので「納入書の取り扱いについて」（4 ページ）をご参照のうえ、以前送付したものを訂正してご使用ください。

10. 特別徴収を開始する場合 **ID** 1009936

年度の途中に入社や復職等する従業員等について、特別徴収へ切り替えることができます。「特別徴収切替依頼書」（12 ページをコピー又は **ID** 1009936）に必要事項を記入し、提出してください。

11. 退職手当等を支払う場合 **ID** 1000916

退職所得に係る市民税・県民税は、所得税と同様に、他の所得と分離して算出した税額を退職手当等から徴収し、毎月の給与分とあわせて翌月10日までに納入することになっています。納入する際は「納入書の取り扱いについて」（5ページ）をご参照のうえ、**納入書裏面の納入申告書に必要事項を記入したものを金融機関等に提出してください。**

ただし、個人事業主の方は、納入書裏面の納入申告書には**記入せず**金融機関等に提出していただき、右の納入申告書（※1）をコピーして切り取ったものに必要事項を記入し、郵送等により一宮市財務部市民税課に提出してください（※2）。

※1 納入書として使用できません。納入書が必要な場合は **ID** 1009935からダウンロードしてください。

※2 個人番号を記載した納入申告書を金融機関等にご提出いただくことができないため、お手数ですがご協力をお願いします。

12. 特別徴収事務における手続等の電子化について **ID** 1005453 **ID** 1039887

eLTAxを利用することで給与支払報告書等を電子的に提出することができ、手数料（※）をかけずに複数の自治体への納税を一度にすることができます。また、税額決定通知書を書面だけでなく電子データで受け取ることもできます。詳細については、eLTAxウェブサイト（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

※インターネットバンキングなど一部手数料がかかる場合もあります。

◎ 退職所得分について記入してください。

市民税・県民税 納入申告書		(受付印)	
(あて先)一宮市長 令和 年 月 日 提出			
(特別徴収義務者)			
所在地			
名称			
法人番号 又は 個人番号			
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により下記のとおり 分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
令和 年 月分	人員	人	
退職手当等の支払金額	億 千 百	十 万 千 百 十 円	
特 別 徴 収 税 額	市民税		
	県民税		
1	1月1日の住所	一宮市	
	氏 名		
	勤 続 年 数	年	退職金額 円
	特 別 徴 収 税 額	市民税 円	県民税 円
2	1月1日の住所	一宮市	
	氏 名		
	勤 続 年 数	年	退職金額 円
	特 別 徴 収 税 額	市民税 円	県民税 円
3	1月1日の住所	一宮市	
	氏 名		
	勤 続 年 数	年	退職金額 円
	特 別 徴 収 税 額	市民税 円	県民税 円
4	1月1日の住所	一宮市	
	氏 名		
	勤 続 年 数	年	退職金額 円
	特 別 徴 収 税 額	市民税 円	県民税 円
5	1月1日の住所	一宮市	
	氏 名		
	勤 続 年 数	年	退職金額 円
	特 別 徴 収 税 額	市民税 円	県民税 円

納入書の取り扱いについて

- 記載されている金額から変更がない場合
 - 対象となる月の納入書であることを確認し、そのまま使用してください。この場合、何も記入する必要はありません。
- 記載されている金額から変更がある場合

愛知県一宮市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
令和 6 年 6 月分	指定番号	納入金額1)
	0560001234	750000
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し、納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 [一括徴収 分を含む]	納
		750000
	退職所得分	入
	金 延滞金	金
納期限 令和 6 年 7 月 10 日	合計額	750000
(特別徴収義務者) 住所 XXX-XXXX 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号	領収日付印	
氏名 又は 名称 〇〇〇株式会社	様	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

愛知県一宮市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
令和 6 年 6 月分	指定番号	納入金額1)
	0560001234	750000
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し、納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 [一括徴収 分を含む]	納
		750000
	退職所得分	入
	金 延滞金	金
納期限 令和 6 年 7 月 10 日	合計額	750000
(特別徴収義務者) 住所 XXX-XXXX 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号	領収日付印	
氏名 又は 名称 〇〇〇株式会社		

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行保管)

愛知県一宮市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
令和 6 年 6 月分	指定番号	納入金額1)
	0560001234	750000
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し、納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 [一括徴収 分を含む]	納
		750000
	退職所得分	入
	金 延滞金	金
納期限 令和 6 年 7 月 10 日	合計額	750000
(特別徴収義務者) 住所 XXX-XXXX 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号	領収日付印	
氏名 又は 名称 〇〇〇株式会社	納	

上記のとおり通知します。(受付店→三菱UFJ銀行一宮支店(取りまとめ店)→一宮市) (一宮市保管)

横線で抹消してください。変更後の金額は必ず「給与分」の欄に記入してください。

訂正印は不要

合計額の欄に変更後の金額を記入してください。

・「¥」の記号は記入しないでください。

3 予備の納入書を使用する場合

愛知県一宮市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
令和 6 年 6 月分	指定番号	納入金額1)
	0560001234	750000
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し、納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 [一括徴収 分を含む]	納
		750000
	退職所得分	入
	金 延滞金	金
納期限 令和 6 年 7 月 10 日	合計額	750000
(特別徴収義務者) 住所 XXX-XXXX 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号	領収日付印	
氏名 又は 名称 〇〇〇株式会社	様	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

愛知県一宮市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
令和 6 年 6 月分	指定番号	納入金額1)
	0560001234	750000
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し、納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 [一括徴収 分を含む]	納
		750000
	退職所得分	入
	金 延滞金	金
納期限 令和 6 年 7 月 10 日	合計額	750000
(特別徴収義務者) 住所 XXX-XXXX 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号	領収日付印	
氏名 又は 名称 〇〇〇株式会社		

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行保管)

愛知県一宮市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
令和 6 年 6 月分	指定番号	納入金額1)
	0560001234	750000
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し、納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 [一括徴収 分を含む]	納
		750000
	退職所得分	入
	金 延滞金	金
納期限 令和 6 年 7 月 10 日	合計額	750000
(特別徴収義務者) 住所 XXX-XXXX 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号	領収日付印	
氏名 又は 名称 〇〇〇株式会社	納	

上記のとおり通知します。(受付店→三菱UFJ銀行一宮支店(取りまとめ店)→一宮市) (一宮市保管)

月割額を徴収した年月を記入してください。

給与分と合計額の欄に金額を記入してください。

・「¥」の記号は記入しないでください。

4 退職所得の税額（分離課税分）を例月に合わせて納入する場合

愛知県一宮市 個人市民税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
令和 6 年 6 月分	指定番号	納入金額(1)
	0560001234	80,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (-退職所得分)	退職所得分
	100000	100000
納期限	令和 6 年 7 月 10 日	額
(2) 合計額		180000
(特別徴収義務者) 住所 xxx-xxxx 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号 氏名 又は 名称 〇〇株式会社	領収日付印	様

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

愛知県一宮市 個人市民税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
令和 6 年 6 月分	指定番号	納入金額(1)
	0560001234	80,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (-退職所得分)	退職所得分
	100000	100000
納期限	令和 6 年 7 月 10 日	額
(2) 合計額		180000
(特別徴収義務者) 住所 xxx-xxxx 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号 氏名 又は 名称 〇〇株式会社	領収日付印	

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行保管)

愛知県一宮市 個人市民税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232033	00810-1-960410	一宮市会計管理者
令和 6 年 6 月分	指定番号	納入金額(1)
	0560001234	80,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (-退職所得分)	退職所得分
	100000	100000
納期限	令和 6 年 7 月 10 日	額
(2) 合計額		180000
(特別徴収義務者) 住所 xxx-xxxx 又は 所在地 一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号 氏名 又は 名称 〇〇株式会社	領収日付印	納

上記のとおり通知します。(受付店→三菱UFJ銀行一宮支店(取りまとめ店)→一宮市) (一宮市保管)

退職所得分の欄に金額を記入してください。

納入金額(1)と退職所得分の合計額を記入してください。

・「¥」の記号は記入しないでください。

税額計算 ⑩ 1000916

(1) 退職所得の金額

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

※1,000円未満の端数は切捨て。

※勤続年数 5 年以下の法人役員等に支払われる特定役員退職手当等の場合は、2 分の 1 を乗じない。

※勤続年数 5 年以下で法人役員等に該当しない従業員に支払われる短期退職手当の場合は、収入金額から退職所得控除を控除した金額のうち 300 万円を超える部分については 2 分の 1 を乗じない。

(2) 退職所得控除額

① 勤続年数が 20 年以下の場合

$$40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数} \quad (80 \text{ 万円に満たないときは、} 80 \text{ 万円})$$

② 勤続年数が 20 年を超える場合

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$$

※1 年未満の端数は切上げ。

※障害者に該当することになったことにより退職した場合は、

① 又は ② の額に 100 万円を加算

(3) 税額 ※特別徴収税額に 100 円未満の端数がある場合は、それぞれ切捨て。

退職所得の金額	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%			

市民税 納入申告書

(あて先) 一宮市長	令和 6 年 7 月 10 日提出	令和 6 年 6 月分	人員	1 人
退職手当等支払金額		1140000		
特別徴収税額	市民税	60000		
	県民税	40000		
地方税法第 50 条の 5 及び第 328 条の 5 第 2 項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。				
(特別徴収義務者)	一宮市〇〇町〇丁目〇番〇号	(受付印)		
住所又は所在地	〇〇株式会社			
氏名又は名称				
法人番号又は個人番号	1234567890123			
1 月 1 日の住所	一宮市 △△町△丁目△番△号			
氏名	尾西 一			
勤続年数	22 年	法人役員等	該当	非該当
※前に受けた退職金額 円				
既徴収済税額	市民税	円	県民税	円

※特別徴収義務者が個人事業主の場合には、納入申告書を金融機関等には提出せず、直接一宮市財務部市民税課に提出してください。

納入申告書については、原則すべての項目を記入してください。
※個人事業主の方の個人番号は、金融機関に提出する納入申告書には記載しないでください。お手数ですが、3 ページの納入申告書を作成し、直接市へご提出ください。

・複数名に支払いされる場合は 3 ページの納入申告書をご用意ください。

記入例 ①【退職等により未徴収税額を一括徴収する場合】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

（あて先）一宮市長 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
イテノミヤサンギョウカブシキガイシャ
所属 総務課 給与係
氏名又は名称 一宮産業 株式会社
木曾川 良子
個人番号 3 0 0 0 0 2 0 2 3 2 0 3 3
電話番号 0586-28-8964

氏名 尾西 ハジメ
生年月日 大昭和10年03月08日
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
受給者番号
1月1日現在の住所 一宮市朝日4丁目2番8号
異動後の住所 同上

特別徴収税額(年税額) 60,000円
徴収済額 (ア) 06月分から02月分まで 40,000円
未徴収税額(ア)-(イ) (ウ) 05月分まで 20,000円
異動年月日 令和07年01月30日
異動の事由 1. 退職・異動
2. 一括徴収
3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合
特別徴収税額指定番号
所在地 一宮市朝日4丁目2番8号
氏名又は名称 株式会社 東海

2. 一括徴収の場合
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定日 2月25日
徴収予定額(上記(ウ)と同額) 20,000円
左記の一括徴収した税額は、02月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

ご記入の月分の納入書で納入してください。

記入例 ②【転勤等により特別徴収を継続する場合】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

（あて先）一宮市長 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
イテノミヤサンギョウカブシキガイシャ
所属 総務課 給与係
氏名又は名称 一宮産業 株式会社
木曾川 良子
個人番号 3 0 0 0 0 2 0 2 3 2 0 3 3
電話番号 0586-28-8964

氏名 尾西 ハジメ
生年月日 大昭和10年03月08日
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
受給者番号
1月1日現在の住所 一宮市朝日4丁目2番8号
異動後の住所 同上

特別徴収税額(年税額) 60,000円
徴収済額 (ア) 06月分から02月分まで 40,000円
未徴収税額(ア)-(イ) (ウ) 05月分まで 20,000円
異動年月日 令和07年01月30日
異動の事由 1. 退職・異動
2. 一括徴収
3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合
特別徴収税額指定番号 0 0 0 8 0 5 0 6 2 1
所在地 一宮市緑6丁目7番1号
氏名又は名称 株式会社 東海

2. 一括徴収の場合
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定日
徴収予定額(上記(ウ)と同額)
左記の一括徴収した税額は、02月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

給与所得者が新勤務先で特別徴収の継続を希望される場合は、月割額と徴収開始月を連絡してください。

記入例 ③【退職等により未徴収税額を普通徴収(個人納付)に切り替える場合】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

（あて先）一宮市長 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
イテノミヤサンギョウカブシキガイシャ
所属 総務課 給与係
氏名又は名称 一宮産業 株式会社
木曾川 良子
個人番号 3 0 0 0 0 2 0 2 3 2 0 3 3
電話番号 0586-28-8964

氏名 尾西 ハジメ
生年月日 大昭和10年03月08日
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
受給者番号
1月1日現在の住所 一宮市朝日4丁目2番8号
異動後の住所 同上

特別徴収税額(年税額) 60,000円
徴収済額 (ア) 06月分から02月分まで 40,000円
未徴収税額(ア)-(イ) (ウ) 05月分まで 20,000円
異動年月日 令和06年12月27日
異動の事由 1. 退職・異動
2. 一括徴収
3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合
特別徴収税額指定番号
所在地 一宮市朝日4丁目2番8号
氏名又は名称 株式会社 東海

2. 一括徴収の場合
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定日
徴収予定額(上記(ウ)と同額)
左記の一括徴収した税額は、02月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

「月分」と「税額」は必ず記入してください。

退職が12月31日まででも退職後に出国する場合は一括徴収するようご協力ください。

記入例 ④【給与支払報告書の提出後に退職等をした場合】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

（あて先）一宮市長 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
イテノミヤサンギョウカブシキガイシャ
所属 総務課 給与係
氏名又は名称 一宮産業 株式会社
木曾川 良子
個人番号 3 0 0 0 0 2 0 2 3 2 0 3 3
電話番号 0586-28-8964

氏名 尾西 ハジメ
生年月日 大昭和10年03月08日
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
受給者番号
1月1日現在の住所 一宮市朝日4丁目2番8号
異動後の住所 同上

特別徴収税額(年税額) 60,000円
徴収済額 (ア) 06月分から03月分まで
未徴収税額(ア)-(イ) (ウ) 03月分まで
異動年月日 令和07年03月31日
異動の事由 1. 退職・異動
2. 一括徴収
3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合
特別徴収税額指定番号
所在地 一宮市朝日4丁目2番8号
氏名又は名称 株式会社 東海

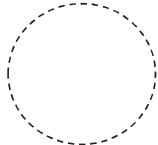
2. 一括徴収の場合
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定日
徴収予定額(上記(ウ)と同額)
左記の一括徴収した税額は、03月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

(あて先) 一宮市長 		所在地 〒	特別徴収義務者 指 定 番 号										宛 名 番 号	
			フリガナ	担 連 当 者 先										所 属
令和 年 月 日 提出		氏名又は名称	電 話										内線 ()	
			個人番号 又は法人番号	※個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名													
	生年月日	大	昭	平	年	月	日							
	個人番号													
	受給者番号													
1月1日 現在の住所														
異動後の 住 所														

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新 規 法 人 番 号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を			
	所 在 地	〒										_____ 月分 (翌月10日納入期限分) から			
	フリガナ	担 当 者 連 絡 先										徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	氏名又は名称	所 属										受給者番号			
												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入	
														1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				

3. 普通徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため		備 考
		2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
		3. 死亡による退職であるため		

※複写するか一宮市ウェブページ(ID:1009932)からダウンロードしてご使用ください。
※事業所控が必要な場合は複写等してください。返送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書

記入例

※複写するか一宮市ウェブページ（ID：1009934）からダウンロードしてご使用ください。返送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

(あて先) 一宮市長 受付印 令和 X 年 X 月 X 日	申	住所又は所在地	一宮市本町2丁目5番6号										特別徴収指定番号	0	0	0	2	2	2	1	1
	者	種別	有限会社 いちのみや										所属	総務課							
		職氏名	代表取締役 一宮 一子										氏名	愛知 博							
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	電話	(0586) 28 - 8964				
地方税法第321条の5の2第1項及び一宮市市税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。																					
特例の適用を受けようとする税額		138,000 円 令和 6 年 6 月 から 令和 7 年 5 月 までの納期にかかる市・県民税特別徴収税額																			
申請の日前6か月間の給与の支払人員(カッコ内には臨時雇用者の人員を記入してください。)		6 年 5 月分	9 人 (0 人)					6 年 2 月分	8 人 (2 人)												
		6 年 4 月分	7 人 (0 人)					6 年 1 月分	8 人 (2 人)												
		6 年 3 月分	8 人 (1 人)					5 年 12 月分	9 人 (4 人)												
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細		一宮市在住、あるいは特別徴収対象者に限らず、すべての従業員の方について記入してください。																			
申請日の前1年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日												年	月	日							
※市処理欄 (記入しないでください)	処理区分	承認 却下	却下の理由										滞納状況								
												有	無								

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書

※複写するか一宮市ウェブページ（ID：1009934）からダウンロードしてご使用ください。
 ※事業所控が必要な場合は複写等してください。返送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

(あて先) 一宮市長 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 令和 年 月 日	申 請 者	住所又は所在地											特別徴収指定番号						
		名 称											担 当 者	所属					
		代表者の職氏名												氏名					
		法人番号												電話	() —				
地方税法第321条の5の2第1項及び一宮市市税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。																			
特例の適用を受けようとする税額	円 年 月 から 年 月 までの納期にかかる市・県民税特別徴収税額																		
申請の日前6か月間の給与の支払人員(カッコ内には臨時雇用者の人員を記入してください。)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)					
	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)					
	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)	年 月分	人(人)					
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細																			
申請日の前1年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日												年 月 日							
※市処理欄 (記入しないでください)	処理区分	承認 却下	却下の理由										滞 納 状 況						
													有	無					

特別徴収切替依頼書

記入例

※事業所控が必要な場合は複写等してください。返送を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

(あて先) 一宮市長 受付印 令和 X 年 X 月 X 日提出	特別徴収義務者	所在地 (住所)	一宮市本町二丁目5番6号										特別徴収義務者 指定番号	0007011122					
		フリガナ	イチノミヤサンギョウ カブシキガイシャ										納入書の送付	要・不要					
		名称又は氏名	一宮産業 株式会社										総務課 給与係						
		代表者の氏名	一宮 太郎										木曾川 良子						
		法人番号※1	3	0	0	0	0	2	0	2	3	2	0	3	3	電話	0586) 28 - 8964		

既に本年度の納入書を送付している場合、再送付しません。以前送付した納入書の金額を訂正してご使用ください。

次の納税者について、普通徴収 2 期分以降を特別徴収 7 月分 (8 月 13 日納期限分) から特別徴収を希望します。※2

住所	〒491 - 0028 一宮市朝日4丁目2番8号		普通徴収の納付済税額 (該当項目に○をつけてください) ※3	1. 全額未納付 ② 1期分まで納付済 3. 2期分まで納付済 4. 3期分まで納付済 5. その他	
フリガナ	ビサイ ハジメ				
氏名	尾西 一	生年月日			明大 1年3月8日 昭 平
通知書番号	受給者番号				

※1 特別徴収義務者が個人事業主の場合は、個人番号の記載は不要です。「法人番号」の欄は空欄で提出してください。

※2 特別徴収を開始できる月は、最短で依頼書が到達した日の属する月の翌月以降からとなります。また、原則として依頼書が月の下旬に到達した場合は同月の下旬に、月の下旬に到達した場合は翌月中旬に特別徴収税額決定(変更)通知書を送付します。このことにご留意のうえ、給与計算に支障のないよう特別徴収開始を希望する月をご記入ください。

※3 納税者本人に何期分まで納税されたかを必ずご確認ください。納付を済ませた分や納期限が過ぎている分は特別徴収に切り替えることができません。

提出先 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市財務部市民税課 特別徴収担当

市処理欄	処理日	口座	年金	その他
		有・無	有・無	

